



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年1月20日火曜日 第2639号

## ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	(障害福祉課).....	34
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示(2件).....	(森林整備課).....	34
道路の供用開始(県道三坂松山線).....	(中予地方局管理課).....	35
道路の供用開始(県道小田柳谷線).....	(中予地方局久万高原土木事務所).....	35
道路の区域変更(一般国道441号).....	(南予地方局管理課).....	35
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	35
道路の区域変更(県道広見吉田線).....	( " ).....	36
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	36
道路の区域変更(県道御代ノ川清重線).....	( " ).....	36
道路の供用開始( " ).....	( " ).....	36

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課).....	37
-------------------------------	-------------------	----

## 告 示

### ○愛媛県告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
アルファ調剤薬局横河原店	東温市横河原180-1 ガリレオビル1階	株式会社アルティザン	薬局(育成医療・更生医療)	平成27年1月1日

### ○愛媛県告示第66号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成26年9月愛媛県告示第1075号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町下畑地丁85	大阪市港区新池田町二丁目3番地3 村上忠光	森林所有者

- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### ○愛媛県告示第67号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成26年9月愛媛県告示第1075号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成27年1月20日

愛媛県知事 中村時広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町成字川ノ上307の3	大阪府堺市石津北町9番地山本 類 男	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市窪野町甲2020番2から 同町乙430番4まで	平成27年 1月20日
”	”	松山市窪野町甲2016番3から 同町乙429番6まで	”

○愛媛県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字菅行4745番2	平成27年 1月20日

○愛媛県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字国遠589番3から 同大字586番6まで	旧	メートル 8.6~13.0	キロメートル 0.101	
			新	11.0~21.0	0.101	

○愛媛県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	441号	北宇和郡鬼北町大字国遠589番3から 同大字586番6まで	平成27年 1月20日

## ○愛媛県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市高串字ククリウチ乙279番9	旧	メートル 0.4~1.0	キロメートル 0.023	
			新	6.2~8.9	0.023	

## ○愛媛県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広見吉田線	宇和島市高串字ククリウチ乙279番9	平成27年 1月20日

## ○愛媛県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財4260番2	旧	メートル 23.7~39.7	キロメートル 0.060	
			新	23.7~43.5	0.060	

## ○愛媛県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財4260番2	平成27年 1月20日

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年 1月20日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年 1月 7日	特定非営利活動法人松球会	野 口 克 幸	松山市中央 1丁目18番43号	この法人は、スポーツを通して思いやり、協調性に富む健康で明るい青少年及び成人を育成し、元気溢れるまち「野球王国」を目指し、地域、個人、団体、商店街組合等と連携し、観光をも視野に入れた地域振興、まちづくりの推進を図る活動を支援するためのスポーツ施設整備事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。